

3-① 重要議案に対する公聴会の開催

3-② 参考人制度の積極活用（招致手続の簡素化）

検討趣旨	委員会審査の参考とするために、公聴会や参考人制度を活用し、学識経験者、利害関係者等広く市民の意見を聴く機会を積極的に設けるかどうかを検討する。
現 状	<p>住民の要望等を直接聴く制度には、従前から公聴会があったが、開催に当たっては、公示等の期間を勘案すると実施決定から1箇月ほど掛かるため、なかなか開催しづらい状況があり課題となっていた。そこで、平成3年に地方自治法が改正され、市民意見を聴くためのより簡便な制度として参考人制度が創設された。</p> <p>また、平成18年の地方自治法の改正により委員会の議案提出権が認められたことから、委員会の活動をますます活発にしていくことが必要とされ、第28次地方制度調査会答申においても、「民意を直接聴取し、議会を活性化する手段として、公聴会、参考人制度の活用が期待される」とされている。</p> <p>参考人制度と公聴会の違いとしては、①公聴会は、委員会における予算その他重要な議案、陳情等の審査に当たって開くことができるものとされているが、参考人は直ちには議案とは結び付かない委員会の所管事務調査についても利害関係者や学識経験者などの意見を聴くことができる、②公聴会の公述人は、原則として公聴会の開催の公示に基づき応募された者の中から委員会が選定するが、参考人は委員会の議決により特定の第三者を指名して出席を求めるものである、などがある。</p> <p>京都市会では、公聴会は昭和24年、28年の2回開催され、参考人は平成18年、22年の2回招致された例がある。</p> <p>なお、京都市会における公聴会の開催及び参考人の招致手続においては、委員会で公聴会を開催すること及び参考人の出席を求めることについての議決をすることを議長へ事前通告することが必要となっている。</p>
論 点	<p>① 市民や関係団体若しくは専門家の意見を聴取することで議案や請願の審査及び所管事務に係る調査の参考とし、更に議論を深めるためにも、委員会において公聴会あるいは参考人制度を積極的に活用していくかどうか。</p> <p>* 所管事務調査については公聴会の対象とはならない。</p> <p>② 特に参考人制度を積極的に活用するために、どのような工夫が必要か。</p> <p>例) 参考人招致を積極活用するような申合せ 委員会による政策提案の導入 招致手続の簡素化</p> <p>* 手続を簡素化するのであれば、会議規則や委員会条例を改正する必要がある。</p>

【公聴会及び参考人制度の相違点，開催手続】

別紙参照

【他都市の状況】

<公聴会>

○ 政令市においては，近年，法律に定められている案件以外の開催例はない。（川崎市，横浜市，浜松市 住居表示に関する法律に基づく町区域の設定等に関する住民の変更請求に係る公聴会）

○ 所沢市議会が，議会基本条例や自治基本条例を制定する際に公聴会を実施している。

<参考人>

○ 政令指定都市の実施状況（平成 20 年度以降）

実施あり	10 市（京都市，札幌市，さいたま市，川崎市，横浜市，相模原市，新潟市，名古屋市，岡山市，広島市）
実施なし	9 市（仙台市，千葉市，静岡市，浜松市，大阪市，堺市，神戸市，北九州市，福岡市）

○ さいたま市においては，常任委員会（予算委員会も含む。）が参考人制度を活用している（平成 20 年度から 22 年度にかけて，平均して 1 年度に 5 回実施）。

参考人の属性も様々であり，請願者，大学等の研究者，民間有識者（社会福祉団体代表，商工会議所役員など）及びさいたま市役所関係者（包括外部監査人など）などを招致している。

【根拠法令】

○地方自治法

第 109 条

5 常任委員会は，予算その他重要な議案，陳情等について公聴会を開き，真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

6 常任委員会は，当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは，参考人の出頭を求め，その意見を聴くことができる。

*議会運営委員会及び特別委員会についても同条同項が準用されている。<地方自治法 109 の 2⑤，110⑤>

○京都市会会議規則

（公聴会開催の手続）

第 71 条 委員会で，公聴会を開くことに決定したときは，委員長は，その旨を議長に報告するとともに，その日時，場所及び意見を聴こう

とする案件を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 72 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件その他必要な事項に対する賛否を、その委員長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 73 条 公聴会において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、本人にその旨を通知する。

2 委員会は、その案件に対して、賛成者及び反対者の数が一方にかたよらないように、公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 74 条 公述人が、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第 75 条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 76 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が、特に許可した場合はこの限りではない。

(公聴会の結果報告)

第 77 条 委員長は、公聴会の経過及び結果を、議長に報告しなければならない。

(参考人)

第 77 条の 2 委員会で、参考人の出席を求めることに決定したときは、委員長は、その旨を議長に報告するとともに、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。

2 参考人については、第 74 条（公述人の発言）、第 75 条（委員と公述人の質疑）、第 76 条（代理人又は文書による意見の陳述）及び前条（公聴会の結果報告）の規定を準用する。

○京都市会委員会条例

(公聴会の開催及び参考人の出席)

第 19 条 委員会が、公聴会を開こうとするとき、又は参考人の出席を求めようとするときは、その委員会で議決しなければならない。

2 前項の議決については、あらかじめ議長に通告しなければならない。